

市民のできる選挙 選挙のできる市民

片木 淳
×
小林 幸治
×
太田 啓子



かたき・じゅん
早稲田大学教授。
総務省(旧自治省)
で大臣官房審議官、
行政局選挙部長な
ど歴任。

こばやし・こうじ
市民がつくる政策
調査会事務局長。片
木氏との共著に「公
職選挙法の廃止」。

おおた・けいこ
弁護士。憲法カフェ
や「怒れる女子会」
などの立ち上げに
中心にかかわる。

世界 SEKAI 2016.4 別冊——2015年安部から2016年選挙へ

——安倍政権を成り立たせている要因の一つは、小選挙区制をはじめとして、民意を忠実に反映しない選挙制度だということが指摘されています。一方で、その政権の暴走を食い止める最大の手段も選挙であることは間違いありません。しかし、あまりに複雑で規制の多い日本の選挙制度は、選挙を一部の政治のプロのものとしてしまい、一般的な市民から縁遠いものにしてしまっています。

本日は、選挙と市民という切り口から話し合っていただければと思います。まずは自己紹介からお願いします。

太田啓子 神奈川県藤沢市の法律事務所に籍を置く弁護士です。「憲法カフェ」や「怒れる女子会」などの活動を行なっています。

選挙には、弁護士としてというより一市民として関わってきました。3・11をきっかけとして政治に向き合うようになった市民は多いと思いますが、私もその一人です。小さな子どもがいたので、3・11以降の放射能汚染への不安から、周囲で同様の不安を持つ親たちとつなが

りたと思ったのです。子どもたちの給食の食材検査について市議会に陳情を出すなどの活動をしてきました。一緒に活動していたお母さんたちは、それまで政治に携わったことのない人ばかりで、選挙に行かなかったこともあるという人もいましたが、3・11をきっかけとして、そういう人たちが動き出し、私もその動きに励まされてきました。

二〇一二年二月の衆議院選挙では、自民党政権に戻って原発再稼働という路線に回帰していくのが怖くて、なんとかそれを止めたいと思い、地元(神奈川県二区)で脱原発を掲げる非自民候補を応援しました。選挙にかかわっている元市議員さんに連絡をしたら、電話かけのボランティアが足りないと言われ、放射能に関する運動と一緒にやってきた友だちに声をかけました。みんなで選挙事務所に行つて、マニュアルを見て教わりながら、お互いの子どもの面倒を見ながら電話をかけました。これが私の選挙運動デビューでした。その後のいくつかの選挙で、

街頭で応援演説をしたり、選挙カーに一日、候補者と同乗して応援弁士をやったこともあります。

片木淳 私は大学卒業後、当時の自治省に入りました。地方と東京で勤務し、大臣官房審議官(選挙担当)を半年間務めた後、一九九九年から二年間、選挙部長を務めました。この二年間は、衆参両選挙から都道府県知事選挙等の地方選も含めた選挙の責任者として実務を担うとともに、選挙制度にかかわる企画・立案に携わりました。二〇〇三年以降は早稲田大学教授として、市民自治をテーマとして、地方自治と選挙に関する講義を行なっています。

昨年十一月三〇日に「公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト」(略称「とりプロ」)の「選挙市民審議会」が発足しました。私も共同代表のひとりで、第一部門の「選挙運営方法」、主に選挙運動規制のあり方や政治参加のハードルを下げるための方策に関して議論するチームを担当しています。

小林幸治 私も「とりプロ」選挙市民審議会のメンバーです。私は八〇年代後半から環境問題をきっかけに市民運動に参加するようになりました。

多くの市民運動がそうだと思いますが、多くの課題はその解決を追い求めていくと最終的には法律の壁にぶつかります。私も法律を変えなければ物事は変わらないということを実感しました。そういう中で、機会があり、一九九六年に「市民がつくる政策調査会」に参加しました。個別の市民団体が持っているそれぞれのテーマについての豊富な知識や経験を、制度提案や政策立案につなげていくサポートをしています。

これまでに交通バリアフリー法やシックハウス対策のための建築基準法改正、難民保護法案の立案などにかかわり、最近では公文書管理法などに対しても発言し、関与してきましたが、大きなテーマとして関わってきたのが、市民が参加できる選挙です。

世界に冠たる「べからず選挙」

——日本の選挙制度は、諸外国に比べても規制が多くて複雑だという指摘がなされています。実際に選挙制度の行政実務に携わってきた立場からは、いかがですか。

片木 公職選挙法（公選法）に関しては、選挙部長として選挙制度を担当していた体験から言っても、複雑すぎて、専門家ですら即答できない状態になっていると思います。

私も、選挙を担当することとなってから公選法にかかわる膨大な資料を読み込みましたが、非常に苦労しました。条文だけでなく、その逐条解説、具体的な解釈の実例、過去の判例など、直接的に関係するものだけでも膨大な量になります。選挙担当職員に専門的知識が必要であることは人事当局にもわかっていますから、ある程度は若いときから専門職として育てるように人事を考えていると思います。しかし、選挙実務に若い時分から携わり、選挙制度にはほとんど特化して仕事をして

きた職員であっても、「この解釈で大丈夫か」と問われたときに常に即答できるかといえば、そういう状況ではありません。人間の記憶力には限界があるうえに、公職選挙法の規定自体が曖昧だからです。

実際、選挙部長には国会議員など選挙に立たれた方から直接、問い合わせの電話がよくかかってきますが、概略を聞き、部内で十分検討したうえで、時間をおいて折り返し回答するのが通常です。即答すると、いくらベテランであっても間違えることが少なくないからです。特に複雑きわまるのは、今日のテーマである選挙運動規制に関する部分で、これは、大正一四年（一九二五年）に普通選挙法ができたときに規定されたものが原型になっています。それ以前は、日本の選挙運動も諸外国と同様、自由に行なわれていたものが、それ以降、全面的に規制されるようになりました。その根底には国民の自由な選挙運動に対する恐れと偏見があったのだと思います。

その後、敗戦を経て日本国憲法が制定

され、天皇主権から国民主権になっても、選挙運動にかかわる規制は、本来的には変化せず現在に至っています。むしろ、度重なる制度変更や裁判にともなう判例などが積み重なった結果、ますます規制が強化され、複雑なものになってきたと言えるでしょう。簡単に思えるような問い合わせでも、担当者は非常に苦労します。公選法にかかわる実際の取り締まりは警察が行なうわけですが、警察でも対応に苦労しているのが実情でしょう。

選挙に関して国会で論議がなされる際には、総務省から選挙部長、警察庁から刑事局長が呼び出されることが多いのですが、一九六二年の国会で、当時警察庁の刑事局長だった新井裕氏（後の警察庁長官）が、公職選挙法というこんな長ったらしい法律はいらない、選挙は言論、文書をもって戦うのは当然だといっているのになぜこんな規制を行なうのか、現場で取り締まる側も非常に苦痛を感じているという答弁をしています。半世紀以上

前のことです。日本の公職選挙法は、世界に例のない「規制だらけの選挙法」なのです。

太田 コーヒーやケーキはダメで茶菓子ならいいとか、本当に細かい規制がありますね。公職選挙法は重要だと思って読むのですが、腑に落ちないことだらけで、読んでも頭に入ってこない。みな、弁護士だから公選法に関しても当然知っていると思っていろいろ聞いてこられるんです。でも実際にはなかなかわからなくて、選挙実務のプロでもわけがわからないくらい複雑なのだとお聞きして、少し安心しました（笑）。

規制が市民を萎縮させる

——選挙運動は公示、告示日以降にしか行なうことができないという基本的な規制があり、その選挙期間の選挙運動についても全面的に規制されています。政策を伝えていくうえで基本となるチラシの配布にしても、候補者名の入ったものは、有権者の人数より圧倒的に少ない枚数の証紙を貼ったものしか配布でき

ません。チラシの大きさ、記載すべき事項なども規制されています。作成できる種類も二種類までなどと規制され、配布方法についても、内部集会などを別にすれば、選挙運動用の自動車の周辺が新聞折込でしか配布できません。なぜポスティングをしてはいけないのか、という疑問は誰しも持つところです。また、「選挙カーの周辺」というのも曖昧で、どこまでが「周辺」なのかといえば、拡声器の音の届く範囲であるといったことが言われます。一事が万事この調子で、選挙カーも演説会も選挙公報も規制だらけです。選挙公報では「無所属」という文字を白抜きにしてはいけないという規制がありますが、いったい何の意味があるんでしょうか。また、候補者の名前の入ったノボリを掲げてもいいかどうかといえば、選挙カーにくくりつけて使う分にはいいけれども、車から物理的に離れてしまつとダメなど、本当にわけがわからないということが、市民選挙の体験者からは聞こえてきます。さらに国政選挙や自治体選挙、また自治体選挙の間でも知事選挙やその他の選挙など、選挙の種類によって微妙に規制の内

容が異なるところから、ほとんど日本の選挙制度はカオスといっているのではないのでしょうか。

太田 そのような細かい規制のせいで、何が起きるかといえば、みんな萎縮してしまうのです。こういうことを言ってもいいんだっけとか、街頭でこういうアクションをしてもいいんだっけとか。そもそも、なんでそれが規制されているのか、その理由が腑に落ちないから、理由無視で理不尽なルールでも丸暗記でもしないことには把握できない。これでは一般的な市民は選挙に参加できません。まず、このようなルールを変えなきゃと強く思います。

片木 選挙は民主主義の基本となる制度ですし、代表民主制である日本においては、候補者の間で積極的に政策や主張を表明し、どんどん討論していくことが求められているはずです。候補者や政党などにかかわる情報が豊富に得られなければなりませんし、その豊富な情報の中で有権者が自由に投票態度を決めるのが、

本来あるべき選挙の姿です。それなのに、候補者や政党に「できるだけモノを言うのをやめろ」と定めているのが現在の公選法といっても過言ではありません。最近ネット選挙の解禁で風穴が少し開いたとはいえ、選挙期間中の文書図画に関する規制はとりわけひどい状況で、基本的にすべて「べからず」です。本来あるべき選挙の姿からは程遠いと思います。

小林 がんじがらめの規制のせいで、市民にとって選挙は遠いものになってしまっています。選挙というのは投票するものであって、自分が参加するものではないと。いま、アメリカ大統領選の予備選挙の最中ですが、映像を見ていると、戸別訪問や文書配布、多くの未成年者子ども達の参加など、自由に選挙運動をしていることがわかります。実際の大統領選の場合も同じように自由であり、なぜ日本であのような選挙運動をすることができないのか、疑問を持ってほしいと思いますね。

片木 本来、取り締まるのが難しいも

のを無理に取り締まろうとするから、こまかな規制が出てくるのです。たとえば公選法には現在も「ちょうちん」(提灯)が規制対象として明示されています(二四三条)。なぜかといえば、公選法では事務所や演説会などで掲示できる立札、看板の類についてこまかく規制しているのですが、提灯について書いておかなければ、提灯を看板ではないと言い張って用いる陣営が出てくるであろうから、というわけです。つまり、規制する方向で選挙の公平性を確保しようとするから、繁文縟礼、バカバカしいまでに詳細に決めておかねばならないということになるのです。

「政治活動」と「選挙運動」

——選挙運動は選挙期間でなければ行なってはならないという根本的な枠組みに無理があるのではないのでしょうか。

片木 そもそも公職選挙法では「選挙運動」についての明確な定義がなされていません。それを「特定の選挙について、

特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」という広い意味を持つ解釈で運用してきています。しかし、そうなると政治家にとって日常的な政治活動や選挙区の地盤回りや冠婚葬祭などのつきあいはどうなのか、許される「政治活動」との区別が問題になってきます。これについても、従来から解釈で、「政治活動とは、政治上の目的をもって行われる諸行為(政治上の主義、施策を推進、支持あるいは反対し、又は、公職の候補者を推薦、支持、あるいは反対することを目的として行う直接間接の行為)から、選挙運動にわたる行為を除いたもの」とされ、一般の「政治活動」であっても「選挙運動」の定義に当てはまれば、すべて禁止の対象とされているのです。

常識的に言って、わずかな選挙運動期間だけしか選挙運動をできないのでは、とてもではありませんが候補者の政策や実績、人柄などを有権者に浸透させることはできません。町村長や町村議会の選

挙ではわずか五日間、最長の参議院選挙や知事選挙でも一七日間しか選挙運動期間はありません。実際、政治家の日常はすべて選挙運動だと言う政治家は少なくありませんし、マスコミや世間もそう認識している人が多いのではないのでしょうか。

太田 「政治活動」と「選挙運動」の区別といっても、ほとんどの人にはわかりませんよね。

小林 外国の選挙運動について調べてみると、知人が外国の友人に聞いた「選挙期間」という概念を理解してもらえなかったそうです。

太田 それがむしろ普通でしょう。政治活動と選挙運動を区別すること自体、無理なことで、告示前後でがらっと変わってしまう今のありかたは異常です。

片木 選挙期間についていえば、戦後は三〇日くらいあった時期もあったのですが、それがどんどん縮められてきたのです。わずか五日間などというのでは現職に有利であることは明白で、新人の候補

者は出ても無駄だと言っているようなものです。そして、このような不合理な公職選挙法を改正したくても、現職にとっては有利な法律ですからなかなか変えられない。

太田 そこが選挙制度改革の一番の罣です。当選した現職にとっては、新人候補というライバルが運動しやすくなるようには変えたくない。

小林 多くの議員は、とりわけ選挙期間中には公選法はおかしいと疑問を感じていると思います。選挙カーや選挙事務所につける看板ひとつにしてもサイズが逐一チェックされるとか、そんなことについた意味があるのか、という話はよく聞きます。しかし、選挙の渦中にある間は規制の中で使うことのできるツールを最大限使って選挙活動を行ない、選挙が終わって少し時間が経ってしまうと、その制度への疑念は薄らいでしまう。

片木 なにより、選挙期間より前の選挙運動は、「事前運動」として刑罰の対象になっていることが問題です。公職選挙

法の二二一条から二五五条の4まではすべて罰則についての規定であり、事前運動なども刑罰の対象になっていますが、実際には事前運動に当たるのかどうか、はつきりしないことも多いわけですから、もかかわらず事前運動を行なった者は、「一年以下の禁錮又は三〇万円以下の罰金」に処することとされており(公職選挙法第二三九条第一項第一号)、さらに選挙権と被選挙権が停止されます(同第二五二条第一項・第二項)。何が事前運動になるのかよくわからないのにもかかわらず決して軽くない刑罰の対象になるというのでは、罪刑法定主義の原則に反するというのが私の主張したいひとつの論点です。選挙に関わろうとしている市民が、複雑すぎる制度のためにそれが違法なのか適法なのかもわからないまま行なったことが刑罰の対象になってしまいかねないのですから。

太田 本当に野蛮な制度だと言っていると思います。罪刑法定主義に反して適法か適法かが明確でないことから、選挙

に関わろうとする市民が萎縮してしまう。表現の自由や政治活動の自由に対する事実上のプレッシャーとなっています。それを狙って作られているのではないかと、思うほどです。

片木 日本も批准している国際人権規約では、「選挙人の意思の自由な表明を保障する」選挙で選り、選ばれる権利は、基本的人権として保障されています。さらに、憲法二二条の表現の自由においても、もっとも大事な表現の自由とは、政治家や政府を主権者が選ぶための選挙運動の自由であると言われています。つまり選挙運動規制は、憲法にもかかわる重要な問題なのです。違憲訴訟もこれまで起こされてきましたが、根本的な問題はまったく解消されていません。これは最高裁の責任でもあると思います。

自由な討論を規制する公選法

——選挙期間に入ると討論が規制されてしまうというのも、公選法のおかしな点です。チラシなどの文書の規制もそうですし、戸別訪

問もできず、公開討論会も基本的にできません。

太田 本来であれば、有権者の判断材料とするために、候補者の討論会などは法的に義務づけてもいいほどのものだと思います。うのですが、現在は逆に告示後になると基本的には開催できなくなってしまう。選挙の直前のその時期にこそ候補者の話を聞きたいし、聞かなければならないのに。

片木 討論をとにかく規制しているのが公職選挙法です。演説会は候補者本人しか開催してはいけないことになっていて、第三者が開くことは禁止されています。昔は「立会演説会」という形があったのですが、現在は開催できない。それぞれの候補者が「演説会」を合同でやっているという形をとるとのえれば、開催できなくもないのですが、その場合にも公選法の細かい規制に抵触しないよう非常に気を遣いながら、ということになります。公開討論会を開催している団体などは、公選法違反になってはいけないからと詳

細なマニュアルを作っているようです。小林 各地の青年会議所などは選挙期間の前に公開討論会を開催していますね。告示前なので投票について呼びかけることができないなど、さまざまな規制がありますが。

太田 こうした萎縮が、何を投票の基準にするかという有権者の側のリテラシーにも影響していると思います。候補者を政策で選ぶための情報がないから、同じ学校の出身だからとか、先輩の友だちだからとか、地元のお祭りにきてくれたから、というようなことで決めることにながってしまう。

片木 民主主義とは、討論を通じて結論を出していくということにほかなりません。単に多数決でできるのは民主主義ではない。最後は多数決になることがあるとしても、討論の中で少数者の意見も聞きながら決めていくのが民主主義であって、公選法のように、自由な討論を徹底的に規制してしまうのは、何より民主主義の原則に反すると言わなければならない。

太田 これは教育現場における問題にも通じることだと思います。私の市民運動の出発点は「憲法カフェ」という憲法の出張勉強会なのですが、主権者教育を受けてこなかった大人の学び直しの場にもなっていると感ずります。立憲主義とは何か、なぜ議員が決めた法律に私たちが縛られるのか、など基本的なことを解きほぐして話していくと、みなさん目からウロコが落ちたと言います。政治は自分の生活そのものだと思えるという、この体験が重要だと思います。今、憲法カフェを学校でやりたいという声もいただいているのですが、PTAのお母さん向けの学習会なども含めて、「政治

的」というだけでタブー視したり萎縮したりしてしまうことも少なくありません。神奈川県内のある県立高校の現代社会の授業で、憲法に関するお話をする機会があったのですが、やはり「『自民党』という単語は出さないでほしい」、「憲法改正に関しても『中立的』に話してほしい」といった注文が出されました。講演後に生徒さんからももらったアンケートで「太田さんが改憲に賛成か反対かわからなかった」と書かれるくらい気を遣った「両論併記」の話しかできなかったんです。この高校は偶然、県教育委員会が推進しようとしている「シチズンシップ教育」の研究指定を受けた学校だったので

すが。私はむしろ、改憲について賛成の人と反対の人を呼んできて討論をさせるべきだと思います。そして、どちらの主張に共感するか、どういう理由で共感するか、意見が変わったのならその理由は何かということ、生徒自身に考えさせ、討論をさせる、そういう教育が必要だと思います。

片木 それを実際に行なっているのがドイツです。連邦レベルにも各州のレベルにも政治教育センターが設置され、政治教育が盛んに行なわれているドイツでは、「教室に対立軸を持ち込んで議論させる」ことが重視されています。日本でも、教育基本法の一四条では、「良識ある

軽部謙介

検証 バブル失政

——エリートたちはなぜ誤ったのか

四六判・上製カバー・432頁 本体2800円(税別)

徹底した取材で日銀や大蔵省、さらにアメリカ側の公文書、日記、備忘録、一五〇人以上の当局者へのインタビュー、極秘の部内でのオーラルヒストリーなどを独自に入手。「あの時代」の金融行政の最前線を生々しく再現する。

岩波書店

公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とつまり「政治教育をせよ」と書いてある。けれどもそれに続く第二項には「学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と「政治的中立性」が念押しされている。

太田 「中立」という言葉が、歪曲されていますね。「政治的に対立しているテーマには一切触れないことが中立」というように。よく「中立というのは無色透明という意味ではない」といっています。何か政治的な意見を明らかにして行動する人に対して、「色がついている」と揶揄する表現もありますが、しかし、政治的なテーマについて触れない、考えない、何も言わない、ということは、中立でもなんでもなく、「今のままでいい」という、それ自体も一つの「色」に他ならないのに。

片木 まったくその通りです。「政治的中立性」が「非政治性」と誤解されてき

ました。政治をタブーにすることが中立だというのは間違いです。一八歳選挙権を契機に、政府も「主権者教育」に本腰を入れて取り組むことになり、昨年一〇月、文科省でも通達を出し、対立した意見を理解し、議論を交わすことが民主主義であるというやうく指摘するようになりました。ドイツでは、学校で先生が自分の立場を表明しないと教育にならないと思うときは自分の考えを言ってもよい、どちらかの立場に立つて意見を言ってもよい、もちろん、それが強制になつてはいけな、とされています。

政治的見解に触れないのが中立だという姿勢は、選挙管理委員会や明るい選挙推進協会にもあります。選挙等の任務には「常時啓発」と「選挙時啓発」があります。投票率が低下している今、常時啓発をどのように行なっていくかが重要なテーマになっていますが、これまでは「政治家の寄付は受け取らない」といった異議の出ない建前の啓発が中心となつていて、民主主義の中身について踏み込

んでいなかったと批判されています。

太田 「べからず」ルールの徹底機関になつてしまっているんですね。

片木 二〇一一年の一二月に、明るい選挙推進協会会長の佐々木毅さんが座長を務める総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」が、この政治教育の「常時啓発」を考え直し、「主権者教育」を進めるための報告書を取りまとめています。この報告書について、私は民主主義における討論の重要性を強調していないという点でまだまだ手ぬるいと思いますが、現状の問題自体はよく認識されており、政府の「主権者教育」の取り組みに道を開いたという点で、評価しています。

自由でさえあれば楽しい選挙

——政治教育が実質的には行なわれていない状況のもとで、現在投票率の低下が顕著です。とくに自治体選挙の投票率の低下、そして二〇代など若い世代の投票率の低下が深刻です。

小林 政治的なテーマで討論をする体験

もない中で、若者にいきなり投票に行けと言つても、なかなか難しいですよ。まして公選法の規制のもとで候補者についての情報が行き届かないシステムになつてしまっているのですから。日常的にニュースで話題が流れる国政選挙についてはまだしも、自治体レベルの選挙となると、自分たちに関係することだという感覚や、もしくは、選挙に行くことで具体的に何かが変わるというような経験がないと、選挙に行くほうがむしろ珍しいという現状は変わらないでしょう。

選挙制度の関連から言えば、選挙公報や掲示板ポスターでは、まったく判断にとって不十分であることは言うまでもあ

りません。公開討論会などを通じて、若者をはじめとする有権者が直接候補者に問かけられる双方向的な場を作っていく必要があると思います。ドイツの選挙では、街角にワゴンを出して政党や候補者のパンフレットを置き、その脇に支援者たちが待機して、人々の質問に答えたり、議論したりしています。まずはそんなことができればいいのですが。

片木 私が二〇〇九年に語学の勉強のためドイツに滞在していた際に、ちょうど連邦議会選挙がありました。ドイツ語のフィールド授業で、まさにその各党の選挙ブースにグループで出かけていって、話を聞いてくるというのがありましたが、

選挙運動用のパンフレットや政党や候補者のPRの入った文房具(ボールペンやメモ用紙)などが無料で配られていました。「リンケ」と呼ばれる左翼政党などは真っ赤な買い物袋を配ったりしていましたね。日本の現状からはとても想像できないような、活発で、自由で楽しい雰囲気でした。日本の選挙は規制だらけで楽しくないから、若者も興味を持てないのでしょう。

小林 アメリカの大統領選挙も、映像を見ているだけで楽しそうです。

片木 よく演説会にそれだけの人が集まるものだと思います。日本においても、「べからず」ではなく、選挙を前向きに、

真 植村 隆

実 私は「捏造記者」ではない

四六判・並製カバー・224頁 本体1800円(税別)

一九九一年に元慰安婦について書いた一本の記事が、元記者の人生を狂わせた。家族・職場の大学にまで、中傷・嫌がらせ・脅迫。元記者の闘いのうねりは、司法、活字メディアへと広がっている。日本の民主主義の再生を求めて。

岩波書店

楽しく、かつ政治に関与する市民にとって大切なイベントとして育てるような方向に、公職選挙法を変えていくべきです。公職選挙法の第一条にも「民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」と立派なことが書いてありますが、もっと、選挙の重要性を前向きにとらえ、実際に市民が自由に参加できるように、この条文も変えていくべきですね。

太田 選挙をわくわくするようなものに変えていかないと。原則禁止ではなく原則自由で、禁止する行為についても明確にこれとこれだけはダメ、というように変える必要があります。現在の「原則禁止」法は、そもそも国民主権の発想に基づいていない。明治憲法時にできた規制が、なぜ今も生きているのか。不思議でしょうがありません。

小林 原則禁止の選挙だから、選挙自体を忌避する傾向も出てきてしまう。日本では政治集会には人目を避けて行くようなところがありますからね(笑)。

太田 政治的な集会に行く人は「変わっ

た人」のように見られて、「意識高い系」とか茶化されてしまう。それによりますます、「選挙に携わるのは特別な人」というイメージが増幅してしまう。

片木 一方で新しい動きもあります。インターネット選挙やマニフェスト選挙の一部解禁などもそうですし、昨年の大阪都構想をめぐる住民投票の際には、公職選挙法を準用しつつ、選挙運動規制についてはだいぶゆるやかにやっていました。ただ、そうするとやはり、お金の使い方という点で問題が出てきてしまうということはあるですね。ですから、選挙運動費用の上限と、何に使ったかという報告についての規定を厳格に守らせるようにし、その枠内で個々にどのような選挙運動を行なうかは原則として自由にするのがいいと思います。

小林 自由にすることで、今のように、選挙カーを走らせて候補者の名前を連呼するような状況は減るでしょう。ばかばかしいことですが、現状では選挙カーからはそれしかやれないわけですからね。

片木 一八歳選挙権の導入もあり、学校における模擬投票の試みなどが積極的に行なわれていくと思います。模擬投票は盛り上がると思いますよ。実際に選挙に行ったらどうなのかということも伝わり、参加すればそれなりに面白い。その体験から、今後選挙があつたら行つてみようと思う人も増えてくるでしょう。

太田 それなのに本当の選挙が変わらないと、「模擬投票のほうがおもしろかったのに」ということにもなりかねませんね(笑)。若者に「本当の選挙は全然議論しないじゃん!」って言われちゃう。

片木 有効性感覚がないというのも大きな問題のひとつです。自分が選挙に行つて投票することで世の中が本当に変わるという感覚がないと、なかなか選挙には行かない。これが、国民の意思がどのように政治に反映されるかという問題であるとするれば、これは各国共通の悩みで、代表民主制、間接民主制の限界でもあると思います。

一方で、国会周辺の脱原発デモや安保

関連法案に反対するSEALD。のような動き、選挙に関する勝手連的な動きや住民投票など、直接民主主義的な運動が盛り上がってきていますね。

間接民主制の制度疲労はきちんと対応していかなければならないことですが、これらの新しい運動とお互いに刺激し合っていけば、いい方向に変わっていく可能性はあります。

太田 小さなことでも、自分が関わったことで社会が変わるという体験が必要だと思っています。3・11後、放射能汚染に関していろいろ調べてきましたが、子どもの給食対応や汚染調査などの対策は、自治体レベルでまったく違うのですね。

この活動を通して、私は自治体の存在を実感しました。いい動きをしている自治体は、こういう問題に理解のある市長がいたとか、必ずしも市民の力だけではないのですが、市民が動くことで具体的に変わったことも数多くあります。やはり自分の身近なところで体験しないと実感できない。3・11のあとに動いたお母さんたちは、このことを実感していると思います。「あそこの市長はいいね」「あっちの自治体は全然話を聞かない」という情報も共有できている。こういう体験をした人は、放射能の問題に限らず、他のテーマに関しても自信を持って動けるようになります。こういう成功体験はとて

も重要だと思いますね。

片木 保育所問題なども大きいでしょうね。みんな待機児童問題で怒っていますから。

太田 そうですね。市町村などの基礎自治体でそのような実感を持てるのは、そこで生活しているからこそです。私も子どもを持つまでは、地元といっても、ただ眠りに帰る場所という感じでした。せいぜいゴミの分別くらいしか意識していませんでした。

片木 本来、自治体は「民主主義の学校」ですからね。

太田 自治体の中で動き始めると、そう実感します。遠い存在だと思っていた政

三浦まり

私たちの声を議会へ

—代表制民主主義の再生—

【岩波現代全書】四六判・並製カバー・224頁 本体2000円(税別)

民主的であるはずの選挙を通じて、権力が一部の人間に集中してしまう。日本では少数のエリートが意思決定を独占し、人びとの意見が政治に反映されない状態が続いている。機能不全に陥った代表制民主主義再生への途とは。

岩波書店

治家も、自治体の議員であれば身近に感じられますよね。

ただ、地方議会の議員選挙のありかたは疑問です。定数が何十とある大選挙区制なので候補者も多いのに、単記制といって投票用紙に一人しか書けない。私は複数の候補者に投票できる連記制がいいと思うんです。今は、議員になってほしい人が複数いる場合には、一番応援したい人はなく、応援したい人の中で一番落選しそうな人に投票する、という変な形になってしまいます。定数より少ない複数の票を投じる制限連記制が地方議会議員の選挙ではいいのでは、と思っています。マイノリティも当選しやすくなり、たとえば女性議員が増える効果も期待できます。この制度改革はそんなに難しいことではないと思います。

片木 国政では小選挙区制度なのに市町村は大選挙区制で、一貫してないという批判もあります。地方議会選挙の連記制に関する議論は昔からありますが、いまだ手がついていない状況で、あまり議論

もされていないように思います。

現行の公選法は廃止すべきだ

——インターネット選挙の解禁や定数問題などで議論が続いている公職選挙法ですが、今後どのように対応していくべきだと思いますか。

小林 買収など、これは規制しておくべきというところだけ残し、あとは、戸別訪問も含めて原則として自由にするのがいいのではないかと思います。お金の使い道についての規制はきちんとしておかないと、潤沢な資金を持つ人が選挙に強くなってしまうという問題があるので、そこをどうするかですね。

太田 現状でも実際には資金のある人がやはり有利ですよね。本来、公職選挙法の政治運動規制の根拠は、金権政治の防止という意味合いもあるはずなのですが、それ自体の規制はあまり効いていない気がします。

小林 公費負担のありかたも再考すべきでしょう。現在も法定の公費負担の上限

は決まっていますが、その規定をより明確にして、その枠内で候補者が何に使うかは基本的に自由にするという方向性がいいのではないのでしょうか。

片木 今の日本の選挙運動規制は世界的に見てもきわめて特殊です。民主主義の先進国でこんな規制をやっている国はありません。もちろん、選挙年齢が何歳からといった選挙の基本的仕組みに関しての規定は当然必要ですが、このような細かい選挙運動規制は諸外国に例がありません。しかし、諸外国ではそれでもきちんと選挙が行なわれているのです。

これまで述べてきたように、現行の公職選挙法の選挙運動規制は、表現の自由や罪刑法定主義という観点からの問題、国際人権規約に違反するなどの問題があり、選挙自体を面白くないものにし、市民に対する萎縮効果もあって、新人が選挙に出にくいという事態を生んでいます。早急に、現行法の改廃を含めて抜本的な対応を行なうべきです。

もちろん、制度にはメリットとデメリ

ットがあります。これまでは金権政治にならないための規制に重点を置いていたわけですが、最近では、その規制がかえって自由な選挙をゆがめている面が強い。これは技術的な問題ではなく、「民主主義とは何か」という根本的問題であって、民主主義とは根拠を示しながら自分の意見を主張し、異なる主張どうしを討論しながら公的な問題について結論を出していくことです。こうした行為を国内でタブー視してしまっているから、日本人は国際会議で意見を述べることもできない。

討論による民主主義を表現するためにも、市民を萎縮させるような選挙運動規制は全廃すべきであり、それが選挙制度

改革の主要なテーマであるべきです。

小林 原発事故の後、国会に調査委員会が作られましたが、選挙制度に関しても国会に調査委員会を作って検討をするべきだと思います。直接的な利害関係者である国会議員で行なうのではなく、有識者や市民を入れる形で。

片木 私たちの選挙市民審議会もその役割を担おうとしているわけです。審議会にはさまざまな分野の専門家が入っていますし、今後も多くの市民に参加してもらいながら、制度改革案を作っていくと思います。その検討内容を国会につないで、本格的改正を迫っていききたいところです。今年の秋には中間報告を出し、

主な改正案を出す予定です。選挙運動規制だけでなく、高額な供託金の問題もありますし、もっと大きな小選挙区制度や政治資金のあり方など、選挙にかかわるテーマは非常に多くありますが、ひとつひとつ丁寧に議論していきたいと思っています。

小林 現状の制度では会社員などが選挙に出にくいという問題もありますね。失職につながってしまうので。

太田 電力会社やNTTなど、一部の大企業の場合は議員になると休職できるシステムがありますが、それは結局、例えば電力業界の利益を代弁する議員をバックアップするための制度になっています。

河野洋平

日本外交への直言

—回想と提言

四六判・上製カバー・192頁 本体1900円(税別)

冷戦崩壊以降の激動期に官房長官や外務大臣を歴任し、護憲保守を貫いてきたリベラリストは、現在の政治と外交をどう見るか。湾岸戦争、PKO法、河野談話、村山談話、核軍縮決議など、戦後外交の焦点への証言と総括。

岩波書店

この問題は、選挙制度だけではなく、日本の雇用情勢とも密接に絡んでいます。いったん正社員から外れると、なかなか元には戻れない。そのために、会社員が選挙に出ようとすると背水の陣になってしまう。だから立候補できる人は、議員休職制度があるようなごく限られた大企業に勤務しているとか、不労所得があるとか、資格がある専門職とか、親から地盤を受け継いだ人など、限られた人だけになってしまう。

小林 自治体の議員をされていた方に伺ったのですが、議員失職後の再就職は本当に大変だそうです。議員経験者は敬遠されるということのようです。

太田 そういう状況は、議員としての仕事の質にも大きな影響を及ぼしてしまいますね。「次の選挙で落選したら生活できなくなる」と思うと、議員として仕事をすると、心のどこかで「落選しないこと」を高い優先順位にせざるを得なくなるということはないでしょうか。

どうすればいいのかなと思いますが、

こういう話を聞いたことがあります。ある原発立地候補地で、原発招致に反対する市民の中から、人望のある高校教師の方が立候補することになったそうなのですが、選挙に出るために学校を退職することで、その方の生涯年収が変わってしまう。落選してしまつたらなおさらです。それを市民がサポートして補填しようという試みがあつたと聞きました。立候補する人だけに過剰な負担を負わせることのないようにすることも必要な改革だと思っています。

選挙を市民のものに

——きたる七月には参議院選挙、場合によっては衆参同日選挙が行なわれます。今年も選挙が重要なテーマとなりそうですね。

太田 私は、「怒れる女子会」という活動を通して、「みんなもつとモノを言おうよ」と訴えています。討論の作法も含めて「モノを言う」ということを学んでこなかった私たちですが、だからこそ、実際の選挙に関わってみれば手応えもあ

ると思うんです。

私は前から、「怒れる女子会」企画としてやれないかなと思っているものがありまして、タイトルだけは決めており、「はじめてのせんきょおうえん 明日からあなたも選挙参謀」というものなんです。投票したい人がいないから選挙に行かない、というのは、もうやめる。入れたい人がいないなら入れたい人を出す。そして、出すからには出しっぱなしではなく、自分たちが選挙参謀をやつて当選させる。当選したあともつながっていく、そういう人を増やしていこう、という試みです。選挙に出る人も必要ですが、それを支える層のボトムアップはもっと必要です。

選挙のできる市民を増やしていく。法律の知識もあって、運動にも通じていて、というプチ選挙参謀をどんどん増やしていきたいし、今の選挙制度のもとでもやれることはたくさんあると思っています。みんなもつと一緒に勉強しようよ、と言いたいですね。わたしもまだまだわから

ないことだらけですから。

片木 現在の与党、自民党は小選挙区制度の結果として、過剰代表とも言われるように、得票数以上に多くの議席を得ています。そして、その上に乗った安倍政権は、その議席を得ている間に、一方的にやりたいことを押し進めるということになりがちです。民主党政権時代は「決められない政治」と批判されていましたが、今の政権は独断的な「決める政治」です。原発再稼働、集団的自衛権、安保法制と、さまざまな分野で、国民の大多数の意見とは異なることを決めています。このことに多くの国民が懸念を抱いている。

しかし私は、逆説的に言えば、この状況は民主主義にとってのチャンスだと考えています。危機意識をそこにして、選挙で自分たちの意思を表明し、民意を反映する政治に変えていくチャンスです。自分たちの意思をどう表明していくか、その最大のチャンスは選挙にあるのですから。今度の選挙で自分たちの意思を表

明し、国民主権を実現して行く流れになることを、心から望んでいます。

特に若い世代には、主権者教育も始まっているわけですから、どれが自分の人生やこれからの生活にとっていい政策なのか、対立軸の中での討論を通して見極め、自分の意思を選挙で表明してほしいと期待しています。

小林 私が今ひとつとても心配しているのは、安倍政権が改憲に前のめりになっていることです。選挙制度の関係で言うと、自民党の改憲草案では在日外国人の参政権を憲法上認めないこととしており、参政権を排外的なものにしてしまおうとしています。私は、自治体選挙のレベルでいえば、選挙制度も一律ではなく、自治体ごとに決めるようにしてもいいのではないかと考えています。地方分権の流れの中で、その自治体の市民、住民きちんと議論し、外国人参政権を認めるか認めないかを含めて決めていけばいいのではないのでしょうか。その議論に住民も参加することが、もっとも効果的な主権

者教育になるとも思います。

いま、立憲主義の重要性があらためて注目されています。立憲主義の重要性は当然ですが、その下で、憲法の間精神を選挙制度にどう具体的に表現していくのかという議論を積極的にしていけないといけません。選挙は有権者、市民の代表者を選ぶものですし、選ばれた議員が社会のルールである法律を決めるわけですから、主権者として選挙に関与しなくてはならない、という強い思いがあります。その視点を、どう訴えていくかが今後の課題です。もつとどんどん発信していきたいし、みなさんに理解をしていただきながら、選挙制度をひとつひとつ変えていきたい。公職選挙法はいったん廃止し、根本から作り替える大手術が必要だと思っています。

——本日はありがとうございました。

(司会 本誌編集部・熊谷伸一郎)